

年 月 日

誓約書兼同意書

次の各号に定められたことについて誓約・同意します。

なお、このことに反する事実が判明したことにより補助金の交付の決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額又は一部返還することについて同意します。

1 誓約事項

- (1) 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあっては代表者）が、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 桜川市暴力団排除条例（平成24年桜川市条例第17号）第2条第1号から第3号までに該当しないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。
- (5) 仮設又は臨時の一時的な店舗での事業でないこと。
- (6) 補助事業完了後3年未満で事務所等を市外へ移転しないこと。
- (7) 本申請書及び添付書類の内容は事実と相違がないこと。

2 同意事項

- (1) 市職員が交付対象要件の確認のために、申請者の市税の収納状況を調査確認すること。
- (2) 市が補助金の交付事務に係る現地調査（事業所等への立ち入り、聞き取り等）を行うこと。

住所

氏名